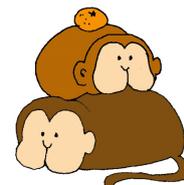


# 障害者雇用の法制度とその対応

3月2日（水）

午後6時30分～8時30分

講師：池田 直樹 弁護士



障害者権利条約の国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする障害者差別解消法が制定され、一部を除き2016（平成28）年4月より施行されます。また、障害者雇用促進法の一部が改正され、2016（平成28）年4月より施行されます。障害者雇用促進法の改正では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての措置（合理的配慮の提供義務）を「法的義務として」定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるものとされています。また、企業内に、障がいのある労働者からの改善申し入れを受け止める苦情処理機関を設け、大阪府労働局長も必要な助言、指導、勧告を行い、さらに大

阪府の紛争調整委員会で調停することができることとなりました。

これらの法の施行により、今後、労働組合においても弁護士においても、障がいのある労働者から障害者雇用に関する対応を求められる場面が増加することが予想され、これらの問題に対して適切に対応するためには、法や改正内容、厚生労働省告示（障害者差別禁止指針や合理的配慮指針）を理解する必要があります。そこで、障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者雇用促進法の法改正及び告示の内容並びに具体的な対応等に関する講座を開催することになりました。

法施行前に、法制度の内容等を理解し、いち早く障害者雇用の問題に対応するために、皆様奮ってご参加ください。

会場：大阪労働者弁護団 事務所

大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル5階 電話06-6364-8620

参加費：1000円（当日いただきます）

準備の都合上、必ずお申込くださいますようお願いいたします。

（メールでのお申込は [osaka-rouben@nifty.com](mailto:osaka-rouben@nifty.com) へ）

大阪労働者弁護団 宛（FAX 06-6364-8621）

3.2講座への参加を申し込みます。

所属（個人の方はご住所） \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

緊急時連絡先 \_\_\_\_\_

